

「大学改革・学位研究」投稿要領

令和4年2月21日
研究成果刊行物編集委員会決定

(目的)

第1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の学術誌「大学改革・学位研究」（以下「本誌」という。）は、大学改革、大学評価及び学位に関する研究を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載発表することにより、我が国の高等教育の発展に寄与することを目的とする。

(執筆資格)

第2 本誌に投稿できる者は、本誌の趣旨に賛同する者であれば、特に制限を設けない。

(原稿の種類及び内容)

第3 原稿の種類及び内容は、次の表のとおりとし、いずれも未発表のものに限る。ただし、機構の研究成果刊行物である大学改革支援・学位授与機構研究報告に掲載されたオリジナルな論文等の再掲については、これを妨げない。

種 類	内 容
論文	オリジナルな研究成果をまとめたもの、あるトピックに関する体系的な解説や研究動向の整理、今後の研究枠組み等の提案・展望、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究成果刊行物編集委員会（以下「委員会」という。）の依頼による招待論文など
研究ノート・資料	研究の中間報告、覚え書き、新しい研究方法、実践事例、システム開発、資料の紹介など

(注) 本誌に掲載がふさわしいと委員会において判断された研究情報、特集等を掲載することがある。

(執筆要領)

第4 原稿の執筆に関しては、別に定める「大学改革・学位研究」執筆要領による。

(投稿方法)

第5 投稿する場合は、投稿申込用紙（別紙様式1）と併せて原稿を含むファイルを保存した電子データを委員会宛に提出する。

(掲載)

第6 投稿された原稿は、査読結果を踏まえ、委員会が掲載の可否を決定する。

2 査読者は機構に所属する教員又は機構長が委嘱する機構外の専門家とする。

(修正)

第7 委員会は、必要に応じ査読結果を踏まえ、著者に補筆や修正を求めることができる。

第8 前項の場合において、著者は必要な修正等を原則として4週間以内に行い、修正等報告書（別紙様式2）と併せて修正等された原稿を提出する。なお、4週間を超える場合には、掲載をしない又は掲載を延期する場合がある。

（種類の変更）

第9 原稿の種類について、必要に応じ査読結果を踏まえ、著者の申請した種類ではなく、他の種類としてであれば採択できる可能性がある場合は、委員会の議を経て、原稿の種類の変更について著者に問い合わせを行い、了承を得て、種類を変更することができる。

（公開）

第10 機構の内外の研究者の利用に供するため、研究成果刊行物に掲載された論文等の全文を機構のWebサイトに掲載し公開する。委員会が必要と認める場合は、機構が委託する機関において電子化・公開することができるものとする。

第11 （削除）

（原稿の不返却）

第12 投稿された原稿は、著者から特に申し出がない限り返却しない。

第13 （削除）

（配布先）

第14 本誌の配布先は、委員会が定める。

（原稿料）

第15 原稿料の支払い及び掲載料の徴収は行わない。

（連絡先）

第16 本誌の投稿先及び連絡先は、次のとおりとする。

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
研究成果刊行物編集委員会（事務局）
電話：042-307-1516
電子メール：krskikak@niad.ac.jp

（受稿日）

第17 委員会事務局が原稿を受け付けた日をもって受稿日とする。

（受理日）

第18 委員会において原稿の掲載について承認した日をもって受理日とする。